## 議案第159号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和7年11月26日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等に係る措置に ついて定めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14 号)の一部を次のように改正する。

- 第15条第1項各号中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。
- 第16条の4第1項中「(次条において」を「(以下」に改める。
- 第16条の5の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

- 第16条の6 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第20号)第17条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置 (次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の規則で定める事項 を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 職員の育児休業等に関する条例第17条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」 という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
  - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置 (次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の規則で定める事項 を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の 状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との 両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職

員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の第16条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。